



<https://www.e-rapport.jp/>

診療報酬に関し、特に「精神科にかかわる項目」について、ご紹介しています。
概要・算定方法・施設基準についても、図表も含めて詳しく解説しています。



精神科急性期医師配置加算の届出受理状況

地方厚生(支)局 2020年12月1日時点

1. 精神科急性期医師配置加算の届出受理状況

精神科急性期医師配置加算は、急性期病床において密度の高い医療を提供して平均在院日数の短縮を図る目的で、2014年度診療報酬改定で新設され、精神科急性期治療病棟入院料1の届出をしている医療機関で算定できるようになりました。

その後、2016年度診療報酬改定では、精神症状に加え身体の傷病を有する患者に対する入院医療や精神科を含めた総合的な急性期医療を提供する体制を確保している大学本院や総合病院の精神病床でも精神科急性期医師配置加算が算定できるようになりましたが、精神科急性期治療病棟入院料1とは施設基準が異なる加算になっています。

また、2020年度診療報酬改定では、精神科急性期治療病棟入院料1において、クロザピンの新規導入を目的とした患者に対する評価が新設されて3区分となり、大学本院や総合病院の評価と併せて4区分になりました。

令和2年12月1日時点の全国の届出受理状況は、精神科急性期治療病棟入院料1の加算で算定している大学本院は4施設、総合病院は10施設、精神科病院は224施設になっています。また、特定機能病院入院基本料の加算を算定している大学本院は52施設、精神病棟入院基本料で加算を算定している総合病院は48施設です。

精神科急性期 医師配置加算					
入院料	特定機能病院 入院基本料	精神病棟 入院基本料	精神科急性期治療病棟 入院料1		
			大学本院	総合病院	精神科病院
都道府県	大学本院	総合病院	大学本院	総合病院	精神科病院
全国	52	48	4	10	224
北海道	2	9	0	0	11
青森県	0	1	0	1	3
岩手県	1	0	0	0	2
宮城県	1	1	0	0	5
秋田県	1	1	0	1	3

精神科急性期 医師配置加算					
入院料	特定機能病院 入院基本料	精神病棟 入院基本料	精神科急性期治療病棟 入院料 1		
			都道府県	大学本院	総合病院
山形県	1	1	0	0	2
福島県	1	0	0	0	3
群馬県	0	1	0	0	3
栃木県	2	1	0	2	4
茨城県	1	0	0	0	3
埼玉県	1	0	0	0	7
千葉県	1	2	0	2	5
東京都	9	6	0	0	19
神奈川県	1	0	0	1	17
長野県	1	3	0	1	2
山梨県	0	0	0	0	1
新潟県	1	1	0	0	4
富山県	1	0	0	0	0
石川県	2	1	0	0	3
福井県	0	0	0	0	0
静岡県	1	0	0	1	4
岐阜県	1	2	0	0	4
愛知県	4	2	0	0	4
三重県	0	0	0	0	6
京都府	0	0	2	0	7
滋賀県	1	0	0	0	6
大阪府	2	4	0	0	14
奈良県	0	0	0	0	4
兵庫県	1	2	0	0	9
和歌山県	0	0	1	0	3
鳥取県	1	0	0	0	1
島根県	1	2	0	0	2
岡山県	1	0	0	0	6
広島県	1	3	0	0	1
山口県	1	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0	3

精神科急性期 医師配置加算					
入院料	特定機能病院 入院基本料	精神病棟 入院基本料	精神科急性期治療病棟 入院料 1		
			大学本院	総合病院	精神科病院
都道府県	大学本院	総合病院	大学本院	総合病院	精神科病院
徳島県	0	1	0	0	1
愛媛県	0	0	0	0	4
高知県	1	0	0	1	3
福岡県	2	1	1	0	1 4
大分県	1	0	0	0	2
長崎県	1	0	0	0	3
佐賀県	1	0	0	0	3
熊本県	1	0	0	0	5
宮崎県	1	1	0	0	2
鹿児島県	1	1	0	0	5
沖縄県	1	1	0	0	8

更新日 北海道厚生局 R2.11.1 東北厚生局 R2.10.1 関東信越厚生局 R2.10.1 東海北陸厚生局 R2.11.1 近畿厚生局 R2.11.1 中四国厚生局 R2.11.1
四国厚生局 R2.11.1 九州厚生局 R2.11.1

厚生労働省 地方支分部局 地方厚生(支)局 各厚生局保健医療機関等の一覧及び施設基準の管内指定状況等について を基に令和2年12月1日時点で作成
<https://www.mhlw.go.jp/link/#navAnclink-tihou>

2. 精神科急性期 医師配置加算の施設基準

① 精神科急性期治療病棟入院料 1 の算定病棟における施設基準

精神科急性期医師配置加算 1 (600点/日)を算定する場合	i) + ii) + iii) + iv)
精神科急性期医師配置加算 2 (500点/日)を算定する場合	i) + ii) + iii)
精神科急性期医師配置加算 3 (450点/日)を算定する場合	i) + ii) + v) + vi)

- i) 常勤医師を入院患者 16 人に対して 1 人以上配置
- ii) 精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における外来診療件数が、年間 20 件以上かつ入院件数が年間 8 件以上(電話再診を除く)
- iii) 措置入院患者、鑑定入院患者及び医療観察法入院の決定を受けた者を除いた新規入院患者のうち、6 割以上が入院日から起算して 3 月以内に退院し、自宅等へ移行
- iv) 直近 1 年間に当該病棟において、クロザピンを新規に導入した実績が 6 件以上
- v) 措置入院患者、鑑定入院患者及び医療観察法入院の決定を受けた者を除いた新規入院患者のうち、4 割以上が入院日から起算して 3 月以内に退院し、自宅等へ移行
- vi) 直近 1 年間に当該病棟において、クロザピンを新規に導入した実績が 3 件以上

② 精神病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料の算定病棟における施設基準

精神科急性期医師配置加算2 (500点/日)を算定する場合	以下のi)～viii)の全て
----------------------------------	----------------

- i) 常勤医師を入院患者16人に対して1人以上配置
- ii) 精神病棟入院基本料(10対1、13対1)又は特定機能病院入院料(7対1、10対1、13対1)の入院料
- iii) 許可病床数100床以上の総合病院
- iv) 精神病床が許可病床数50%未満かつ精神病棟2病棟以下
- v) 24時間の救急医療提供体制
- vi) 精神科リエゾンチーム加算の届出
- vii) 直近3ヶ月間の新規入院患者の5%以上が精神科身体合併症管理加算の対象患者
- viii) 精神科医が救急車又は救急ヘリによる搬送患者であって、身体疾患又は負傷とともに精神疾患又はせん妄・抑うつを有する者を速やかに診察できる体制を有し、到着後12時間以内に毎月5人以上診察

3. 2020年度に新設された精神科急性期治療病棟入院料1での加算

2020年度診療報酬改定で新設された「クロザピンの新規導入を目的とした患者に対しての評価」(600点/日)の届出状況は、厚生局での届出受理報告が区別されていないため明確な状況は不明です。下記の表に示した「治療抵抗性統合失調症治療指導料」の届出をされている医療機関が一つの指標になります。

令和2年12月1日作成時点で、精神科急性期治療病棟入院料1は、360施設が届出されています。その中で、精神科急性期医師配置加算を算定している施設は、238施設(66.1%)です。また、精神科急性期医師配置加算を算定し、治療抵抗性統合失調症治療指導料の届出をしている医療機関は、140施設あります。この140施設は新設された評価を算定できる可能性のある施設で、作成時点では大学本院4施設、総合病院4施設、精神科病院132施設が届出されています。しかし、直近1年間にクロザピンを新規に導入した実績6例以上をクリアすることは、かなり難しい要件であるとの意見も伺っています。

精神科急性期治療病棟入院料1の届出							
都道府県	合計	精神科急性期 医師配置加算		精神科急性期医師配置加算 + 治療抵抗性統合失調症治療指導料届出			
		あり	なし	合計	大学本院	総合病院	精神科病院
合計	360	238	120	140	4	4	132
北海道	18	11	7	7	0	0	7
青森県	5	4	1	2	0	0	2
岩手県	7	2	5	0	0	0	0
宮城県	6	5	1	1	0	0	1
秋田県	4	3	1	2	0	1	1

精神科急性期治療病棟入院料1の届出							
都道府県	合計	精神科急性期 医師配置加算		精神科急性期医師配置加算 + 治療抵抗性統合失調症治療指導料届出			
		あり	なし	合計	大学本院	総合病院	精神科病院
山形県	3	2	1	0	0	0	0
福島県	9	3	6	2	0	0	2
群馬県	7	3	4	1	0	0	1
栃木県	8	6	2	3	0	0	3
茨城県	5	3	2	3	0	0	3
埼玉県	10	7	3	5	0	0	5
千葉県	9	7	2	4	0	1	3
東京都	24	19	5	9	0	0	9
神奈川県	26	18	8	9	0	1	8
長野県	5	3	2	2	0	0	2
山梨県	2	1	1	1	0	0	1
新潟県	9	4	5	0	0	0	0
富山県	1	0	1	0	0	0	0
石川県	7	3	4	2	0	0	2
福井県	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	6	5	1	1	0	0	1
岐阜県	5	4	1	2	0	0	2
愛知県	14	12	2	10	0	0	10
三重県	7	6	1	3	0	0	3
京都府	8	7	1	5	2	0	3
滋賀県	6	6	0	4	0	0	4
大阪府	19	14	5	10	0	0	10
奈良県	4	4	0	4	0	0	4
兵庫県	12	9	3	3	0	0	3
和歌山県	4	3	1	1	1	0	0
鳥取県	4	1	3	0	0	0	0
島根県	2	2	0	0	0	0	0
岡山県	6	6	0	5	0	0	5
広島県	4	1	3	1	0	0	1
山口県	2	0	0	0	0	0	0
香川県	3	3	0	2	0	0	2

精神科急性期治療病棟入院料1の届出							
都道府県	合計	精神科急性期 医師配置加算		精神科急性期医師配置加算 + 治療抵抗性統合失調症治療指導料届出			
		あり	なし	合計	大学本院	総合病院	精神科病院
徳島県	2	1	1	0	0	0	0
愛媛県	8	4	4	3	0	0	3
高知県	6	4	2	1	0	1	0
福岡県	24	14	10	9	1	0	8
大分県	2	2	0	2	0	0	2
長崎県	6	2	4	2	0	0	2
佐賀県	6	3	3	3	0	0	3
熊本県	10	6	4	5	0	0	5
宮崎県	7	2	5	2	0	0	2
鹿児島県	8	5	3	4	0	0	4
沖縄県	10	8	2	5	0	0	5

更新日 北海道厚生局 R2.11.1 東北厚生局 R2.10.1 関東信越厚生局 R2.10.1 東海北陸厚生局 R2.11.1 近畿厚生局 R2.11.1 中四国厚生局 R2.11.1
四国厚生局 R2.11.1 九州厚生局 R2.11.1

厚生労働省 地方支分部局 地方厚生(支)局 各厚生局保健医療機関等の一覧及び施設基準の管内指定状況等について を基に令和2年12月1日時点で作成
<https://www.mhlw.go.jp/link/#navAncLink-tihou>

4. 特定機能病院入院基本料(大学本院)の未届要因の内訳

特定機能病院入院基本料の精神科急性期医師配置加算においては、20大学が未届になっています。未届の理由として、施設基準である精神科リエゾンチーム加算の届出が困難なことや、救命救急に対する要件をクリアすること等があげられています。精神科リエゾンチーム加算の届出には、専門看護師や精神保健福祉士等の確保が必要です。しかし、専門看護師等を確保しようとしても地域内にいなかったり、養成するのに時間がかかたりします。また、救命救急の要件として、救命救急センターの設置がなかったり、近隣に救命救急体制の整備された公的医療機関があり、救命救急に対する要件をクリアすることが難しいこと等が、精神科急性期医師配置加算の届出を困難にしています。

特定機能病院入院基本料算定(大学本院)					
合計	精神科急性期 医師配置加算		未届要因		
	届出	未届	精神科リエゾン チーム加算未届	救命救急センター なし	看護体系を 満たさない
72	52	20	16	8	2

更新日 北海道厚生局 R2.11.1 東北厚生局 R2.10.1 関東信越厚生局 R2.10.1 東海北陸厚生局 R2.11.1 近畿厚生局 R2.11.1 中四国厚生局 R2.11.1
四国厚生局 R2.11.1 九州厚生局 R2.11.1

厚生労働省 地方支分部局 地方厚生(支)局 各厚生局保健医療機関等の一覧及び施設基準の管内指定状況等について を基に令和2年12月1日時点で作成
<https://www.mhlw.go.jp/link/#navAncLink-tihou>

5. 精神病棟入院基本料（総合病院）の未届要員の内訳

精神病床を有する総合病院で精神病棟入院基本料を算定し、精神科急性期医師配置加算未届は、103施設になっています。未届の理由として、大学病院と同様に精神科リエゾンチーム加算の届出が困難なことや、看護体系を満たしていない等が考えられます（10対1、13対1ではなく15対1を算定）。

精神病棟 入院基本料（総合病院）									
合計	精神科急性期 医師配置加算		精神科急性期医師配置加算未届 98 施設の届出						
			看護体系			精神科 リエゾン チーム加算	精神科 身体合併症 管理加算	救命救急 入院料	精神疾患 診療体制 加算
	届出	未届	10対1	13対1	15対1				
156	58	98	15	28	55	22	95	28	74

更新日 北海道厚生局 R2.11.1 東北厚生局 R2.10.1 関東信越厚生局 R2.10.1 東海北陸厚生局 R2.11.1 近畿厚生局 R2.11.1 中四国厚生局 R2.11.1
四国厚生局 R2.11.1 九州厚生局 R2.11.1

厚生労働省 地方支分部局 地方厚生（支）局 各厚生局保健医療機関等の一覧及び施設基準の管内指定状況等について を基に令和2年12月1日時点で作成
<https://www.mhlw.go.jp/link/#navAnclink-tihou>

令和2年12月作成（審）20XII087